

栃木県東京学生寮 短期入寮者募集要項

〔募集期間 令和6(2024)年11月18日(月)～令和7(2025)年2月10日(月)〕

公益財団法人栃木県育英会

1 出願資格

- 申込時において、大学・短大又は修業年限2年以上の専修学校専門課程に在学している人
注) 通信教育課程の人及び休学中の人を除きます。
- 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- 寮費等必要な経費を負担できる人(確実な連帯保証人を2名立てられる人)
- 健康で文化的な共同生活を営むことのできる人
- 本人、その保護者(父母)又はこれに代わる人及び連帯保証人となる人が反社会的勢力でない人
- 出身校又は在学校における全学年を通じた学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和5(2023)年中の所得要件算定基準額(別紙に詳細があります。)が、381,500円以下である人

2 契約期間

令和6(2024)年11月18日(月)～令和7(2025)年3月20日(木)の期間内で、1カ月以上

注1) 契約期間は、令和7(2025)年3月20日を超えられないので、在寮できる期間は最長でも4カ月程度となります(11月下旬に入寮申込した場合)。

注2) 寮室やフロアを選ぶことはできません。

また、異性のフロアに立ち入ることはできません。

3 学生寮の概要

- 所在地 〒153-0044 東京都目黒区大橋2丁目20-11
- 構造・規模 鉄筋コンクリート造6階建
- 運営 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
- 定員 男子60名・女子60名
- 寮室面積 約10㎡
- 寮室設備 机・いす・ベッド(マットレス付)・レースカーテン・クローゼット・冷蔵庫・エアコン・物干し金具・無線LAN 等
(寮室内にトイレ、風呂、洗濯洗面室等の水回りは付属していません。)

(7) 共用施設・備品

共用施設	食堂・ラウンジ・キッチン・スタディシアター（学習室）・ゴミ置き場・トイレ・洗濯洗面室・洗濯機（有料）・乾燥機（有料）・シャワールーム（浴室はありません。）・メールコーナー 等
備品	電子レンジ・トースター・電気ポット・炊飯器・給茶器・コピー機（有料） 等
駐輪場	利用するには、個別に運営会社との契約（有料）が必要です。

(8) 門限 午前0時

(9) 食事

朝食	月～金	7:00～8:30	※土曜はランチ対応
	土	10:30～12:00	
夕食	月～金	18:30～22:00	※22時以降は弁当対応（食堂において24時まで提供可能）
	土	18:30～22:00	

注) 日曜、夏季3日程度及び年末年始5日程度は休業します。

4 学生寮略図



<交通案内>

JR渋谷駅から

- 東急田園都市線利用の場合
池尻大橋駅（地下）下車、北へ約670m（徒歩約9分）
- 京王井の頭線利用の場合
駒場東大前駅西口下車、南へ約610m（徒歩約8分）
- バス利用の場合
渋谷駅（東急東横店西側）発着所から若林方面又は梅ヶ丘駅行きバス
→ ・松見坂上停留所下車、西へ約200m
・駒場停留所下車、東へ約200m

5 経費の負担

(1) 入寮一時金 45,000円（年額／再契約時にも掛かります（金額は変更となる場合があります。）。）

(2) 寮費等(※) 75,000円（月額）

※月の途中で入寮した場合及び退寮した場合の寮費等は、日割により計算します。

（寮費等内訳）

寮費（部屋代）	30,000円
食費（税込）	20,300円
施設維持費	17,000円
電気代（税込）	7,700円

〔再契約時には変更となる場合があります。〕

(3) 寮室の原状回復費用（退寮時に確定します。）

(4) その他、入寮者が建物・設備等を損傷又は損壊し、修繕が必要となった場合には、その費用が掛かります。
（例：備品を故意又は過失により破損させた場合、鍵の紛失による再発行 等）

<外 観>



<寮 室>



<エントランスラウンジ>



<コモンズ（食堂）>



<洗濯洗面室>



<シャワールーム>



○ 所得要件算定基準額について

所得要件算定基準額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の給与収入金額又は所得金額に基づき、下記のとおり計算した額です。

$$\begin{aligned} \text{(所得要件算定基準額)} &= \text{(課税標準額)} \times 6\% \\ &\quad - \text{(市町民税調整控除額)} \\ &\quad - \text{(多子控除)} \dots \text{(注1)} \\ &\quad - \text{(ひとり親控除)} \dots \text{(注2)} \end{aligned}$$

(100円未満は切捨て)

(注1) 父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

例) 「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、
 $(3-2) \text{人} \times 40,000 \text{円} = \underline{40,000 \text{円}}$
 となります。

(注2) ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

○ 収入及び所得の上限額の目安

世帯人数	想定する家族構成	世帯の年間給与収入金額 ((☆)が会社員等)	世帯の年間所得金額 ((☆)が自営業等)
3 人	本人、親1(☆)、 親2(無収入)	1, 1 1 3万円	8 7 9万円
4 人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生	1, 2 5 0万円	8 9 2万円
5 人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生、小学生	1, 3 3 4万円	9 5 8万円

注) 親2は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。